

(案)

役務契約書（単価契約）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	三陸中部森林管理署官用自動車点検等業務
案件内容・仕様	別紙 「令和7年度 三陸中部森林管理署官用自動車点検等業務 整備 内容等一覧表」 「令和7年度 三陸中部森林管理署官用自動車点検等業務 単価 表」 「官用自動車点検等業務仕様書」のとおりに従う
契約金額 (税込み)	金 円 (うち自動車重量税 円) (うち自賠責保険料 円) (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和8年3月27日
契約期間	契約締結の翌日 ～ 令和8年3月27日
納入場所・履行場所	三陸中部森林管理署
契約保証金	免除
備考	

契約締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 7－5
分任支出負担行為担当官
三陸中部森林管理署長 金 晃弘 印

受注者

※紙契約の場合は「署名」を「記名押印」に、「本システムで保存」を「各自1通保有」と読み替えるものとする。

別紙 令和7年度三陸中部森林管理署官用自動車点検等業務 整備内容一覧表

物件番号	車両連番	署等	配 置 先	管 理 番 号	登 録 番 号	車 名		型 式	車 台 番 号	ガソリン 車・別 ーゼル	取得 年度	経年 数	登 録・交 付年 日	車 検・点 検別	車 検満了 日	自 賠 責 保 険 期 間		車 定 検 期 実 施 検 予 定 は	自 動 車 重 量 税	自 賠 責 保 険 料	自動車重量 税	自 賠 責 保 険 料	継続点検(車検)						定期 点 検	車 内 及 び 外 回 り 洗 浄	エ ン ジ ン オ イ ル 交 換
						メーカー	車 種									自	至						基本点検技術料	エンジン、下 回り スチー ム 洗 浄	下 廻り防 錆塗 装	保安 検査 確認	継続 検査 代行	基本点 検技 術料			
1	1		本署	06-541	秋田580つ8097	マツダ	オフロード	ABA-JM23W	JM23W-650316	ガソリン	H23	13	H23.6.28	点検	R8.7.31	R6.8.27	R8.8.27	R7年	7月	自家用 軽自動車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土 24ヶ月								○	○	○
1	2		本署	06-544	岩手480こ1171	スバル	サンバートラック	EBD-TT2	TT2-518390	ガソリン	H23	13	H23.8.26	車検	R7.8.27	R5.9.19	R7.9.19	R7年	7月	自家用 軽自動車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土 24ヶ月	8,200	17,540	○	○	○	○	○			
1	3		本署	05-1017	岩手301ち6125	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-078522	ガソリン	H29	7	H29.12.12	点検	R8.12.12	R7.1.11	R9.1.11	R7年	11月	自家用 乗用車 車両重量2トンま で 2年	自家用 乗用 検査対象車 本土 24ヶ月								○	○	○
1	4		釜石森林事務所	05-1146	岩手502と6801	スズキ	クロスビー	4AA-MN71S	MN71S-317883	ガソリン	R5	1	R6.1.9	点検	R9.1.8	R6.1.9	R9.2.9	R7年	12月	自家用 乗用車 車両重量1.5トン まで 2年	自家用 乗用 検査対象車 本土 24ヶ月								○	○	○
1	5		世田米森林事務所	05-1147	岩手502と6802	スズキ	クロスビー	4AA-MN71S	MN71S-317917	ガソリン	R5	1	R6.1.9	点検	R9.1.8	R6.1.9	R9.2.9	R7年	12月	自家用 乗用車 車両重量1.5トン まで 2年	自家用 乗用 検査対象車 本土 24ヶ月								○	○	○
1	6		本署	06-728	岩手581す6603	スズキ	ハスラー	5AA-MR92S	MR92S-330785	ガソリン	R4	2	R5.2.6	車検	R8.2.5	R5.2.6	R8.3.6	R8年	1月	自家用 軽自動車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土 24ヶ月	5,000	17,540	○	○	○	○	○			
1	7		本署	05-1127	岩手502と1162	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	A210S-0018282	ガソリン	R4	2	R5.3.1	車検	R8.2.28	R5.3.1	R8.4.1	R8年	1月	自家用 乗用車 車両重量1.5トン まで 2年	自家用 乗用 検査対象車 本土 24ヶ月	24,600	17,650	○	○	○	○	○			
1	8		本署	05-1128	岩手502と1163	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	A210S-0018285	ガソリン	R4	2	R5.3.1	車検	R8.2.28	R5.3.1	R8.4.1	R8年	1月	自家用 乗用車 車両重量1.5トン まで 2年	自家用 乗用 検査対象車 本土 24ヶ月	24,600	17,650	○	○	○	○	○			
1	9		大槌森林事務所	05-1166	岩手502な3779	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	A210S-0024746	ガソリン	R6	0	R7.3.3	点検	R10.3.2	R7.3.3	R10.4.3	R8年	2月	自家用 乗用車 車両重量1.5トン まで 2年	自家用 乗用 検査対象車 本土 24ヶ月								○	○	○
1	10		高田森林事務所	05-1167	岩手502な3778	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	A210S-0024755	ガソリン	R6	0	R7.3.3	点検	R10.3.2	R7.3.3	R10.4.3	R8年	2月	自家用 乗用車 車両重量1.5トン まで 2年	自家用 乗用 検査対象車 本土 24ヶ月								○	○	○
1	11		本署	06-428	庄内580う5907	三菱	パジェロミニ	ABA-H58A	H58A-0719514	ガソリン	H19	17	H20.3.24	点検	R9.3.5	R7.4.7	R9.4.7	R8年	2月	自家用 軽自動車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土 24ヶ月								○	○	○
1	12		世田米森林事務所	06-677	岩手580や6776	スバル	ディアスワゴン	ABA-S331N	S331N-0002701	ガソリン	H26	10	H27.3.27	車検	R8.3.6	R6.4.23	R8.4.23	R8年	2月	自家用 軽自動車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土 24ヶ月	6,600	17,540	○	○	○	○	○			

車両引渡場所: 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7ー5 三陸中部森林管理署

別紙

令和7年度 三陸中部森林管理署官用自動車点検等業務 単価表

件名(項目)			数量	単位	単価	金額
自動車重量税	乗用自動車(自家用)	車両重量1.5トンまで (2年) ※13年未満	2	台	24,600	49,200
	軽自動車(自家用)	検査対象車(2年) ※13年経過	1	台	8,200	8,200
		検査対象車(2年) ※13年未満	1	台	6,600	6,600
		検査対象車(2年)エコカー減税対象 ※13年未満	1	台	5,000	5,000
自動車重量税計(A)			5	台		69,000
自賠償保険料	乗用自動車(自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月契約	2	台	17,650	35,300
	軽自動車(自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月契約	3	台	17,540	52,620
自動車損害賠償責任保険料計(B)			5	台		87,920
継続点検 (車検)	基本点検技術料	乗用車(車両重量1. 5トンまで)	2	台		
		軽自動車	3	台		
	エンジン、下廻り スチーム洗浄	乗用車(車両重量1. 5トンまで)	2	台		
		軽自動車	3	台		
	下廻り防錆塗装料	乗用車(車両重量1. 5トンまで)	2	台		
		軽自動車	3	台		
	車内及び外回り清掃		5	台		
	保安検査確認		5	台		
	継続検査代行		5	台		
エンジンオイル交換	1台当たり5ℓ使用	5	台			
継続点検(車検)計(C)			5	台		
定期点検 (12ヶ月点検)	基本点検技術料	乗用車(車両重量1. 5トンまで)	4	台		
		乗用車(車両重量2トンまで)	1	台		
		軽自動車	2	台		
	車内及び外回り清掃		7	台		
	エンジンオイル交換	1台当たり5ℓ使用	7	台		
定期点検(12ヶ月点検)計(D)			7	台		
作業料金計(E)=(C)+(D) ※消費税を含まない金額						
消費税(F)=(E)×0. 10 (10%)						
合計(G)=(A)+(B)+(E)+(F)						

別紙 1

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙「令和 7 年度 三陸中部森林管理署官用自動車点検等業務 整備内容等一覧表（）」（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

（１）契約相手方は、各庁舎より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、庁舎に返還するものとする。

（２）一覧表及び入札書（内訳書）における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第 48 条に基づく自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品）代金を含むものとする。
エンジンオイルについては、ＡＰＩ規格（ガソリン車についてはＳＧ品質を、ディーゼル車についてはＣＦ－４品質を基準とする。）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は１台当たり５リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に１リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

- (1) 契約相手方は、上記1の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。
- (2) 当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めたときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。